事例No.	1022
公表年度	R1
団体の属性	都道府県
団体名	秋田県

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）その他 ・事務の共同実施

事例種類	公営企業会計移行業務の共同化

事例内容・タイトル

秋田県と県内市町村における連携事例「公営企業会計移行業務（固定資産調査・評価業務）の共同発注」

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介(令和元年7月号)

先進事例紹介



秋田県と県内市町村における連携事例「公営企業会計移行業務（固定資産調査・評価業務）の共同発注」

秋田県建設部下水道課

１．はじめに

下水道事業については、地方公営企業法（以下「法」という。）を適用し公営企業会計とするか否かは任意とされています。

平成27年１月の総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年１月27日付け）による要請等を受け、公営企業会計へ移行する自治体にあっては集中取組期間の最終年に当たる本年は、移行作業の大詰めを迎えていることと思います。

また、総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年１月25日）による人口３万人未満の自治体についても令和５年度までの公営企業会計移行に重点的に取り組むよう要請があり、今後、更なる取組の推進が求められています。

一方で公営企業会計への移行の必要性とその重要性を認識しつつも、下水道事業に携わる自治体職員数の減少等の理由により、法適用に向けた移行作業に取り組むことが難しい自治体もあるかと思います。

秋田県では、移行作業の中でも時間的・作業量的に大きな割合を占めることとなる固定資産の調査・評価について、委託費用及び職員の業務量増加の負担軽減につながる取組として平成28年度に県及び１市２町の固定資産の調査・評価業務を共同して一括委託しました。

本稿では、事務の共同化の取組に至った経緯と一括委託の事務の内容などについてご紹介します。

２．取組に至る経緯

⑴ 「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」の設立

本県は全国で最も人口の減少率が高く、昨年３月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した、2045年までの「日本の地域別将来推計人口」においても急激に減少することが予測されています。

本県では、このような人口減少社会において、住民サービスの水準を確保できる行政システム

を構築するため、県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用策について、共同で研究する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」（以下「研究会」という。）を平成25年７月に設立しています。

さらに、この研究会では、道路・橋梁の維持管理、電算システムの共同化等、県と市町村で連携を必要とする業務、市町村同士による連携の可能性の高い業務等について、具体的な連携方策を検討するため、モデル業務を選定し、作業部会を設置する仕組みとなっています。

⑵ 「生活排水処理事業運営」作業部会の設立

下水道をはじめとする生活排水処理事業についても、今後、技術職員が減少する中で、生活排水処理サービスを持続的・安定的に提供するため、事業管理のあり方について検討を行う必要があるとのことから、平成26年５月に研究会の下に「生活排水処理事業運営」作業部会（以下「作業部会」という。）を設置しました。作業部会では、将来的には、県や近隣市町村等による管理運営の共同化（広域管理、広域運営）を見据えた検討を行う必要があるとしたものの、直ちに連携の方策等を検討しなければならない事項ではないことから、当面は、次の２つ項目について検討を行うこととしました。

① 効率的・効果的な維持管理の手法の検討
② 下水道事業等への法の適用の拡大（公営企業会計の導入）

ここで、冒頭にも触れましたが、平成27年１月の総務大臣通知による要請があったことより、まずは「下水道事業等への法の適用の拡大」について、平成27年度から検討し、具体的な取組を行うこととしたものです。

⑶ 固定資産調査・評価の一括委託

公営企業会計へ移行する際の作業については、概ね次の３つに大別されます。

① 固定資産調査・評価
② システム構築
③ 法適化に伴う事務手続き（庁内調整や条例・規則の制定（改正）等）

なかでも、最も時間的・作業量的に大きな割合を占めるのが①固定資産調査・評価です。

とりわけ、国土交通省が所管する下水道事業のほか、農林水産省が所管する集落排水事業、環境省が所管する浄化槽事業など多くの事業を抱える市町村において、これらの事業についても公営企業会計へ移行する場合、管渠や処理場等の膨大な固定資産を調査し、財務諸表（貸借対照表）に計上する価額を評価する作業は、職員にとってかなりの負担の増加になります。

また、固定資産調査・評価を事業者へ委託する場合であっても、事業者の選定作業や委託業務の進捗管理、成果品の確認等、通常の業務と並行して行うこととなります。

そこで、作業部会では、このような認識を県と市町村で共有するとともに、今後の作業部会において、固定資産調査・評価を県と市町村が一括して業務委託する方向で検討を進めました

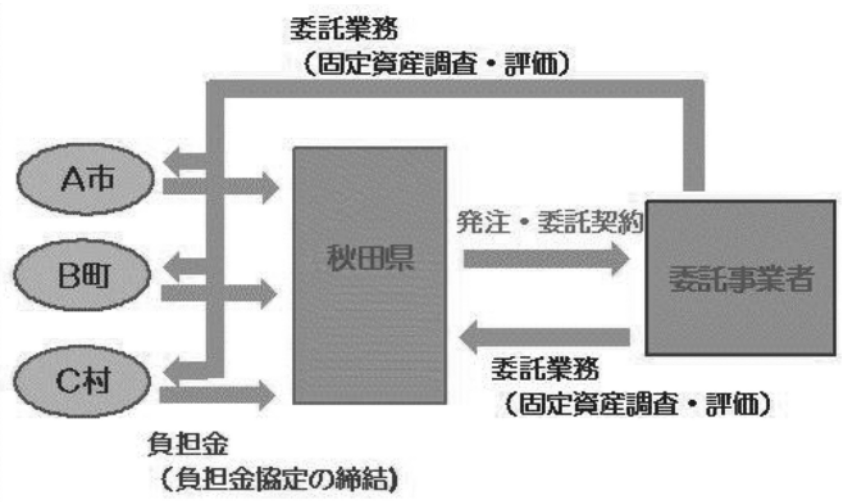
また、業務委託費の予算計上も必要となることから、次年度予算要求が始まる時期（11月頃）には、一括委託への参加の可否及び事業費（予算額）についての結論を得るべく協議しました。

３．検討の進め方

⑴ 県からの提案

県で一括委託の手法や具体的な事務手続き、費用負担の考え方などの仕組み（事業スキーム）を検討し、作業部会で提案しました。

県が提案した事業スキームの内容の主なポイントは次のとおりです。



図－１：県が示した事業スキームのイメージ

① 県が、一括委託に参加を希望する市町村を取りまとめる。

② 県が参加する市町村の事業内容等を確認したうえで仕様書を作成し、事業者へ発注する。（事業者との契約相手は県）

③ 県と参加する市町村は、固定資産調査・評価を役割分担しながら協力し、行うこととする。ただし、明確な位置付け等がないことから県が「共同事業実施要項」を策定し、その旨明記する。

④ 「共同事業実施要項」に基づき、参加する市町村は、県に対し負担金を納付する。負担金の納付については、別途県と市町村で負担金協定を締結する。

⑤ 負担金の案分については、単独で委託を実施した場合の委託料（見積金額）を積み上げ、その合計金額に対する割合により案分比率を算出する。（表－２）

⑵ 見積の依頼

一括委託を検討するうえで重要なことは、実際にどの程度事業費（委託料）が掛かるのか、ということではないかと思います。

そこで、市町村に参考となる事業費を示すために、事業者に、固定資産調査・評価業務委託の見積書の提出を依頼することにしました。

ただし、委託料を積算するためには、事業者に対し、固定資産の数量、法適用の基本方針（対象事業、適用の範囲等）、工事台帳や決算書等の資料の保有状況等の内容を示す必要があるかと思います。

これについては、県が統一的な様式を市町村に示したうえで、見積書を希望する市町村は、この様式を取りまとめ、県に報告することにしました。

なお、このとき見積書の作成依頼があったのは、12市町村でした。

	単独で実施した場合の委託料（見積金額）	案分比率	実際の委託料
県	50,000	50.0%	42,500
A市	35,000	35.0%	29,750
B町	10,000	10.0%	8,500
C村	5,000	5.0%	4,250
合計	100,000	100.0%	85,000

表－２：按分比率の考え方（金額・比率は例示）

⑶　一括委託への参加の意向確認

事業者から見積書が提出された後、概ねの事業費を示すとともに、各市町村に対し参加の意向確認しました。その結果、参加の意思を示したのは、３市町（北秋田市、三種町、八峰町）となりました。

時　期	検討状況
H27. 6.10	作業部会（平成27年度第１回会議）
H27. 7.31	作業部会（平成27年度第２回会議）
H27. 8.20	見積書依頼のための様式提示
H27. 9.11	市町村からの見積書作成依頼の回答
H27. 9.24	事業者への見積書依頼
H27.10.19	事業者からの見積書提出
H27.11. 9	作業部会（平成27年度第３回会議）
H27.11. 9	参加意向の確認について公文書による依頼
H27.11.25	参加市町村確定

表－３：一括委託の検討状況

４.一括委託の課題

これまで本県で取り組んでいる一括委託の内容についてご紹介しましたが、一括委託の取組については、委託料の縮減（単独で委託する場合に比べ16.4％減）や事務負担の軽減等、一定の効果やメリットが期待できる一方で、参加市町村が３市町にとどまるなど、課題も残りました。

なお、一括委託に参加しなかった市町村の理由（主なもの）は次のとおりです。

①　公営企業会計への移行を検討中である。

②　（検討に時間を要する等の理由により）自らの市町村で固定資産評価業務を発注する（又は発注予定である）。

③　他の業務（移行支援業務（基本計画の策定、条例の改正等）、会計システムの構築等）と一括して発注したい。

④　簡易水道事業を実施しており、簡易水道事業の法適用と歩調を合わせて業務を実施する必要がある。

５．今後の取組

本県では、先の事例のとおり研究会の下に作業部会を設置し、公営企業会計への移行などソフト面で連携推進を図るとともに、下水道事業をはじめとする生活排水処理事業のハード面での連携については平成22年度に「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、ソフト・ハード両面から県と市町村の連携を推進しています。

本県は、人口減少と高齢化が全国で最も高い水準で進行しており、地域コミュニティ機能及び住民サービスの低下が懸念され、これらの喫緊の課題に対して県と市町村等が協働して対応することが必要となっています。

県と市町村との連携による処理施設の統廃合、維持管理業務の共同化等による広域化・共同化の推進は、有効な対応策のひとつであり、行政サービスの水準を維持するために、県と市町村が適切な役割分担のもと、更に連携を深めながら、様々な施策を協働により展開していくことが重要であり、新たな協働策の提案により施策の充実を図ることとしています。

また、国においても、下水道事業の広域化・共同化を推進しており、平成27年５月の下水道法改正では、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場としての協議会制度を創設し、さらに平成30年１月には、汚水処理関連４省より「広域化・共同化計画」の策定を都道府県に求め、計画による事業運営の効率化と適切な管理の実施を求めています。

⑴　広域化・共同化のモデル県

本県は、平成29年度から広域化・共同化計画の策定モデル県として、国が主催する広域化・

共同化検討部会に参画するなど、今後ともハード・ソフト両面についての広域化・共同化に関する検討を進めていきます。

⑵　法定協議会の設置

協議会では生活排水処理事業の広域化・共同化に関する検討など取組を進めてきましたが、持続可能な生活排水処理事業運営に資する取組の一層の推進を図るため、令和元年５月に協議会を下水道法第31条の４で規定する法定協議会へ移行しました。

⑶　事務処理共同化検討部会の設置

令和元年７月には協議会の下に事務処理共同化検討部会を設置し、県内市町村の現状と要望を把握し、人口３万人未満の市町村を対象とした固定資産調査・評価業務の一括委託など具体的に事務の共同化についての検討を行うこととしています。

⑷　今後の取組

今後の５カ年の短期的な取組として、県内市町村における会計事務処理等の共同化の検討と人口３万人未満の市町村への公営企業会計移行に関する支援について検討を予定しています。

また、中期的な取組として、事務処理・窓口業務の共同化により情報の共有が必要とされる各種事務処理・手続き、事業の指標・算定方法・評価の統一化など、各種情報の一元管理が可能なシステムについての検討も視野に取組を進めます。

さらに長期的には、県及び県内市町村が共通システムを運用したと仮定した場合、全県で一

秋田県の取組み状況　　秋田県

3.広域化・共同化計画　～メニュー②事務処理・窓口対応等の共同化～

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）					
			2019	短期（～5年間）		中期（～10年間）	長期的な方針（～30年間）	
				2020	2024	2025 2029	2030	2049
北秋田市、三種町、八峰町	事務処理・窓口対応等の共同化	－	（法適用前準備）県による各市町村の法適用関連委託の協議・照査等の支援	（法適用後）会計事務処理等に範囲を拡大した共同化		事務処理・手続き、各種関連システム、事業の評価指標・算定方法・評価の統一化	県及び県内市町村におけるー元的なアセットマネジメント	
他の市町村	同上	－	（法適用前）人口3万人未満市町村での法適用支援着手					

①上記メニューに対する課題
1）体制面：　各市町村の事務処理方針（直営or委託）および地元業者に対する配慮
2）技術面：　業務範囲の拡大時には、業務水準等のレベル統一が必要
3）財政面：　従前にはなかった業務への対応であるため、コスト増加となる可能性がある

②課題解決に向けた各関係団体の今後の取り組み

年　度	県の取り組み	市町村の取り組み	その他（公社等）
2019年度	・県内市町村における事務の洗い出し、市町村の検討内容の指導等 ・人口3万人未満市町村での法適用支援に着手	・法適用後の事務処理フローの作成 ・事務の洗い出し、県と連携した検討	
2020年度	・窓口業務、調書作成、勉強会・研修会等の共同化範囲拡大の検討 ・事務処理共同化による効果予測支援	・事務処理共同化メニューの検討 ・事務処理共同化による効果検討 ・共同化の必要性等の関係者間共有	
2021年度	同上	同上	
中　期	・情報の一元管理に向けたシステム導入検討	・情報の活用方法や管理方法の高度化等による有効性の検討	
長　期	・県及び県内市町村における一元的アセットマネジメント実施を検討		

表－４：秋田県の取組状況

出典「都道府県構想策定マニュアル検討委員会第４回広域化・共同化検討部会資料」

体的な情報管理が可能となることから、一元的アセットマネジメント実施についても検討が可能となります。

６．おわりに

本県で取り組んでいる県と県内市町村の共同化の取組の第一歩として、公営企業会計移行のための固定資産調査・評価業務の一括委託を実施しましたが、今後は協議会の場で広域化・共同化の課題整理と具体的な共同事業の実施に向けた検討を進め、一層、県と県内市町村の連携を進めてまいります。

最後になりますが、人口減少社会における行政サービスにあり方については、多くの自治体において試行錯誤されていると思いますが、本県の市町村との共同化の事例が参考となれば幸いです。

